

報道発表資料の配付日時 1月15日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	「災害時の氏名等の公表取扱方針」の改正について																																
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																															
		発表場所																															
概要	<p><b>【趣旨】</b> 災害時の行方不明者等の氏名等の公表に関して、令和5年3月に国が公表した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」の内容を踏まえ、道が策定する「災害時の氏名等の公表取扱方針」を国の指針に沿って次のとおり改正しました。</p> <p><b>【国の指針内容（今回の改正に係るポイント）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災当初72時間が人命救助において極めて重要であり、積極的な個人情報の活用を検討</li> <li>・行方不明者等の氏名の公表にあたり、個人情報保護上、家族は第三者であることから家族の同意の取得は不要</li> </ul> <p><b>【国の指針を踏まえた道方針の改正内容】</b> 道は、国の指針と同様に、行方不明者等について「救出・救助活動に資する」かつ「住民基本台帳の閲覧等制限がない」場合には、家族の同意を得ることなく速やかに氏名等を公表することとします。</p> <p>&lt;改正前&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救出救助</th> <th>住民基本台帳の閲覧等制限</th> <th>家族同意</th> <th>氏名等公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資する</td> <td>制限なし</td> <td>同意</td> <td>公表</td> </tr> <tr> <td>制限あり</td> <td>不同意</td> <td>非公表</td> </tr> <tr> <td>資さない</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>非公表</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">➔</p> <p>&lt;改正後&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救出救助</th> <th>住民基本台帳の閲覧等制限</th> <th>家族同意</th> <th>氏名等公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資する</td> <td>制限なし</td> <td>不要</td> <td>公表</td> </tr> <tr> <td>制限あり</td> <td>—</td> <td>非公表</td> </tr> <tr> <td>資さない</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>非公表</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【適用日】</b> 令和6年1月15日以降に発生した災害から適用 (参考) 死者の氏名等公表については、現行方針を維持 「住民基本台帳の閲覧等制限がない」場合で、家族の同意を得たときに氏名等を公表(家族の同意が得られない場合は原則非公表)。</p>			救出救助	住民基本台帳の閲覧等制限	家族同意	氏名等公表	資する	制限なし	同意	公表	制限あり	不同意	非公表	資さない	—	—	非公表	救出救助	住民基本台帳の閲覧等制限	家族同意	氏名等公表	資する	制限なし	不要	公表	制限あり	—	非公表	資さない	—	—	非公表
救出救助	住民基本台帳の閲覧等制限	家族同意	氏名等公表																														
資する	制限なし	同意	公表																														
	制限あり	不同意	非公表																														
資さない	—	—	非公表																														
救出救助	住民基本台帳の閲覧等制限	家族同意	氏名等公表																														
資する	制限なし	不要	公表																														
	制限あり	—	非公表																														
資さない	—	—	非公表																														
参考	<p>関係資料については、危機対策課ホームページで公表します。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/75175.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/75175.html</a></p>																																

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当(連絡先)	総務部危機対策局危機対策課 (担当者: 課長補佐 國田 博之) TEL (代表) 011-231-4111 内線22-554 (直通) 011-204-5900
---------	--